

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）（案）

会 議 名	平成29年度第2回武蔵村山市学校給食運営委員会
開 催 日 時	平成30年2月20日（火）午後3時30分～午後4時10分
開 催 場 所	中部地区会館（武蔵村山市役所内） 401大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：有吉委員長、山村副委員長、池谷委員、井口委員、宮下委員、小松委員、羽鳥委員、藤田委員、吉野委員 欠席者：小野江委員、五十嵐委員、榎戸委員、小峯委員、小山委員、福田委員 事務局：教育長、教育部長、学校給食課長、学校給食課学校給食センター所長、同課主査、同課栄養教諭、同課栄養士、同課事務嘱託員
議 題	議題 1 平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）について 原案のとおり承認することに決定した。 議題2：その他 特になし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	議題1：平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）について (委員長) ただいまから平成29年度第2回武蔵村山市学校給食運営委員会を開催する。本日の出席委員は9人であり、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第6条第2項に定める定足数に達しているため、会議は有効に成立することを報告する。 これより議題1「平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）について」お諮りする。事務局より説明を求める。 (事務局) 学校給食基本計画は、教育委員会で毎年度策定しているもので、当該年度の学校給食の運営に当たっての基本的な事項と、歳入・歳出予算について定めるものである。 1の基本方針であるが、(1)の学校給食実施に係る基本方針については、学校給食法の規定に沿ったもので、内容としては、本市の学校給食は、学校給食法で定める学校給食の目的を踏まえるとともに、学校給食法第2条に掲げられた7つの目標、アからキまで掲げているものであるが、これらの目標の達成に向けて実施するものであるとしている（アからキまで朗読）。内容的には前年度と変更はない。 次に、(2)の学校給食業務実施に当たっての基本的な事項であるが、平成30年度の学校給食業務を実施する上での基本となる事項を、5つ取り上げている。まず、アの学校給食の実施についてであるが、「成長期にある児童及び生徒の健康の保持増進を図るため、学校給食実施基準

を踏まえ、栄養バランスのとれた豊かで多様な献立の実施と魅力ある学校給食の提供に努める。」としている。これが学校給食の実施に当たっての基本的な考え方となる。

2 ページに移り、イの食育・地産地消の推進についてであるが、これまでも、毎月の予定献立表の紙面や各学校での給食時間における放送用のメモを活用した食に関する情報の提供を行っており、平成 30 年度もこれらを継続していく。また、旬の食材の使用、行事食・郷土食献立を実施するほか、和食についても理解が深まるような献立の実施に努めていく。なお、地場産食材の活用については、平成 29 年度の計画では「地場産食材を積極的に導入していく」としていたが、本年 3 月策定予定の武蔵村山市第二次農業振興計画では地場産食材の利用割合を増やそうという目標が掲げられていることから、「利用拡大を図っていく」という内容としている。ちなみに、参考資料として配布している 2 月分の予定献立表では、2 月 3 日の節分や、2 月 1 日から 7 日までの生活習慣病予防週間に合わせた生活習慣病予防に関する情報などを提供している。また、資料の最後にある「学校給食地場産食材カレンダー」については、昨年 9 月に各学校に電子データで提供し、食育に活用していただくこととしたところである。

続いてウの安全・衛生管理についてである。昨年 2 月に近隣市の学校給食で発生したノロウイルスによる食中毒については記憶に新しいところである。学校給食衛生管理基準そのものの変更はなかったものの、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルが一部改正され、10 月から 3 月までの間のノロウイルス検査が努力義務となった。ただ、本市では、他市に先駆け、平成 26 年度から、調理従事者のノロウイルス検査を実施しており、この点について特に変更はない。今後も、学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、学校給食従事者に対する研修等の実施により衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努めていく。また、食材の残留放射性物質検査であるが、基本的には、食品の安全に関しては、生産、流通の各段階で、既に関係諸機関において食品の放射性物質検査が実施されており、学校給食の安全は確保されているものと考えているが、安心して給食を召し上がっていただくという観点で、次年度も検査を継続していく。さらに、従来から行っている食品の細菌検査や食器の残留物検査等も継続し、安全な給食の提供に努めていく。

次に、エの学校給食費会計の公平化・公正化についてである。7 月開催の本年度第 1 回の運営委員会でも報告したとおり、昨年度、平成 28 年度の現年度分給食費の収納率は、過去 20 年間で最高となる 99.67% となった。しかしながら、学校給食で使用する食材の購入費は給食費を

もって充てており、全ての保護者に公平に負担していただく必要があることから、保護者に対し、給食費の重要性について十分周知していくとともに、引き続き、教育委員会と学校とが緊密に連携し、収納率の向上を図っていく。

最後にオの給食業務の民間委託等についてであるが、中学校学校給食調理等業務については、平成 22 年 4 月から民設民営の委託方式で実施しており、これまで、継続して安定的な業務の運営がなされている。現在の委託期間は、平成 31 年度までとなっていることから、引き続き、安全で安心できる学校給食の提供がなされるよう、受託者に対する監理指導を徹底していく。

一方、小学校給食の調理等を行っている市立学校給食センターについては、昭和 44 年の稼働ということで、施設的に老朽化が進んでいるところである。このため、新たな施設の整備に向けた検討を進めているところであるが、すぐに建設ということにはなっていないことから、平成 30 年度には、市の予算により、調理業務の心臓部であるボイラーの缶体の交換と、貯湯槽という給湯設備を入れ替えるとともに、必要な修繕等を行い、安定的な稼働に努めることとしている。

以上、平成 30 年度の学校給食業務の実施に当たっての基本的事項について御説明させていただいたが、2 ページの最後の 3 行にあるように、平成 30 年度においても、「引き続き安全・安心でバランスのとれたおいしい学校給食を提供するとともに、学校給食費会計の健全な運営に努める」ことといたしている。

基本方針については、以上である。

続いて基本計画について説明する。

3 ページ(1)の年間給食日数については、武蔵村山市立学校の給食費に関する規則第5条に規定するもので、昨年度と同日数であり、1 年間に給食が提供される限度日数となる。

続いて、(2)の給食費の1食当たりの平均的な単価及び給食費の額についてであるが、表に記載のとおり金額であり、昨年同様である。

続いて、4 ページ(3)の給食基本人員であるが、平成29年10月1日現在の推計値であり、全体で7,030人である。平成29年度と比較すると、全体では85人の減となっており、小学校は139人の減、中学校は54人の増となっている。

続いて、(4)の献立目標である。小学校・中学校とも昨年度と同様とし、小学校では、米飯の割合は80%、パンは10%、麺も10%となっている。中学校では、米飯の割合は90%とし、パン4%、麺6%である。

続いて、5 ページ及び7 ページの(5)学校給食センターの稼働についてであるが、小学校・中学校ともに稼働日数は192日とし、平成30年度の

学校給食センター（小学校）の学期別稼働日は6ページの資料(1)の、また、中学校の学期別稼働日については8ページ資料(2)の学期別稼働表のとおりである。

続いて、9ページから11ページにかけて、来年度の歳入歳出予算の内訳につきましてお示ししている。10ページについては、現年度の調定見込み額を小学校・中学校毎にお示ししている。基本的に1食当たりの単価×基本人員×給食日数となり、10ページ最終行の予算計上額310,322,976円の千円未満切り捨ての数値が9ページ本年度予算の給食費となる。なお、収納率については、平成29年度は99.4%としていたが、平成30年度は、99.5%として予算を見積もっている。

続いて11ページの過年度給食費であるが、調定見込み額に収入割合を乗じて積算している。11ページ中ほどの合計金額1,120,500円の千円未満切り捨ての数値が9ページ過年度給食費となる。

続いて同じく11ページの試食会費であるが、例年同様に各校からの試食会を見込み積算している。説明は以上である。

(委員長) これで説明が終わった。これより質疑に入る。

－質疑等なし。－

(委員長) 質問はないようなので、以上で質疑を終了する。ただいま議題となっている平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画書については、原案のとおり承認することに異議ないか。

(委員) 異議なし。

(委員長) それでは、平成30年度武蔵村山市学校給食基本計画書については、原案のとおり承認することに決定する。

議題2：その他

(委員長) その他として委員の皆様から何かあるか。

－特になし－

事務局からは何かあるか。

(事務局) 特にない。

(委員長) それでは、「議題2 その他」についてはこれで終了する。

続いて報告事項に移る。事務局から報告をお願いする。

報告事項1 平成29年度学校給食費収入未済額等の状況について

平成29年12月末時点における給食費の収納状況について、前年度と比較しながら説明した。

報告事項2 その他

(1) 給食費（現年度分）の収納率の推移について
基本計画の中で説明したとおりである。

(1) 学校給食食材の放射性物質測定結果（平成28年度）について
放射性ヨウ素については20ベクレル、放射性セシウムについては25

	<p>ベクレルを検出下限値として検査を行った結果、いずれも不検出となっている。平成30年度においても、検査を継続することとして予算を計上している旨を報告した。</p> <p>(3) 2月分予定献立表（小学校Aコース・Bコース、中学校）について 予定献立表を活用した食に関する情報提供を行っている旨、また、 地場産のものについては、太字で表示している旨を報告した。</p> <p>(委員長) ただいまの報告について質問があればお受けする。 - 質疑等なし。 -</p> <p>(委員長) 質問等はないようなので、これにて報告事項を終了する。</p> <p>(委員長) 本日本日予定していた事項については、これで全て終了した。 本日の委員会は、これにて閉会する。</p>
会議の公開・ 非公開の別	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 </p> <p style="text-align: right;">傍聴者： <u> 0 </u> 人</p> <div style="font-size: 3em; margin-top: 10px;">[</div>
会議録の開示・ 非開示の別	<p> <input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：) </p>
庶務担当課	教育部 学校給食課（電話：560-2597）

（日本工業規格A列4番）